

## 船舶事故調査報告書

令和元年5月15日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月19日 08時30分ごろ
発生場所	鹿児島県阿久根市阿久根港西方沖 阿久根港倉津埼灯台から真方位273° 2.5海里（M）付近 （概位 北緯32° 00.9′ 東経130° 07.8′）
事故の概要	漁船第二かづ丸は、西進中、また、プレジャーボート技工建 Part II は、漂流中、両船が衝突した。 技工建 Part II は、船長及び同乗者が負傷し、船首部の圧壊等を生じ、また、第二かづ丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二かづ丸、12トン KM2-4024（漁船登録番号）、個人所有 14.97m（Lr）×3.90m×1.39m、FRP ディーゼル機関、382.50kW、平成5年11月27日 第293-39179号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート 技工建 Part II、3.0トン 293-37635鹿児島、個人所有 7.02m（Lr）×2.57m×1.37m、FRP ガソリン機関、99.30kW、平成17年11月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 62歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年10月30日 免許証交付日 平成27年6月1日 （令和2年12月13日まで有効） B 船長B 男性 58歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年7月4日 免許証交付日 平成26年7月7日 （令和元年7月6日まで有効）
死傷者等	A なし

	B 重傷 1人(同乗者)、軽傷 1人(船長B)
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船首部に圧壊、操舵室に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>A船は、船長Aほか1人(以下「甲板員A」という。)が乗り組み、ふぐかご漁の目的で、平成30年9月19日03時30分ごろ阿久根港西方沖約2Mの漁場に向けて熊本県天草市牛深漁港須口地区を出港した。</p> <p>A船は、05時30分ごろ漁場に到着し、07時00分ごろ1組目の漁具の設置を終えて2組目の漁具の準備を始め、主機を前進と中立運転に繰り返してゆっくりと南進した。</p> <p>船長Aは、付近でごち網漁を行っていた地元の漁船2隻(以下「地元漁船」という。)と無線通信で相談し、漁場の東寄りの場所に移動して2組目の漁具を設置することとした。</p> <p>A船は、08時10分ごろ主機を前進とし、船長Aが舵輪の後方に立った姿勢で操縦に当たり、甲板員Aに前部甲板で漁具の準備を続けさせ、東方に移動していたところ、地元漁船に無線通信で呼ばれて主機を中立運転とした。</p> <p>船長Aは、地元漁船に2組目の漁具の設置場所を漁場の西寄りに変更することを要求され、08時27分ごろ主機を前進として反転し、約13ノットの対地速力で手動操舵により西進した。</p> <p>船長Aは、付近には地元漁船以外に船舶はいないと思い、GPSプロッターの画面を見ていたところ、08時30分ごろ船体に衝撃を受け、右舷方に船首部が圧壊しているB船を認め、B船と衝突したことを知り、主機を中立運転とした。</p> <p>船長Aは、甲板員A及びB船乗員の負傷の有無を確認した後、A船とB船を係留索でつなごうとしていたところ、付近を通りかかった漁業取締船に事情を聞かれ、海上保安庁への本事故発生の通報を依頼した。</p> <p>A船は、その後、来援した海上保安庁の巡視艇に先導され、B船と共に阿久根港に入港した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人(以下「同乗者」という。)を乗せ、釣りの目的で、07時00分ごろ阿久根港西方沖約2Mの釣り場に向けて鹿児島県出水市野口漁港を出港した。</p> <p>B船は、08時00分ごろ釣り場に到着し、主機を停止して船首を南西方に向けて漂泊を始め、船長Bが操舵室左舷側の通路で、同乗者が後部甲板左舷側で共に左舷方を向き、立って釣りを行っていたところ、船長Bが、左舷方の離れた場所に発停を繰り返すA船を視認し、漂泊を続けた。</p>

	<p>船長Bは、その後、A船がB船に船首を向けた状態となったことを認めたが、それまで発停を繰り返していたA船が漂泊中のB船に既に気付いていて再び停止すると思い、時折A船の状況を見ながら釣りを続けた。</p> <p>B船は、船長Bが、後部甲板に移動してクーラーボックスから取り出したお茶を飲んでいたところ、A船が左舷船尾方200m付近に移動してB船に向かって来ていることに気付き、A船の船首部に人が見えたので大きく手を振りながら叫んだものの、A船の船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、衝突の衝撃で落水したが、自力でB船に上り、所持していた携帯電話が海水に浸かって使えず、間もなく付近を通りかかった漁業取締船に海上保安庁への本事故発生の通報を依頼した。</p> <p>B船は、その後、来援した海上保安庁の巡視艇に先導され、A船と共に自力航行で阿久根港に入港した。</p> <p>船長B及び同乗者は、救急車で阿久根市内の医療センターに搬送され、船長Bが左母指外傷性異物、同乗者が左肋骨多発骨折と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、GPSプロッターに記憶させた根掛かりのあった場所を表示し、同場所を避けて2組目の漁具を設置しようと、GPSプロッターの画面に注目していた。</p> <p>船長Aは、操業を始めた後、衝突するまで、B船の存在に気付いておらず、付近には南北にそれぞれA船から約2M離れた場所にいた地元漁船以外に船舶はいないと思っていた。</p> <p>甲板員Aは、前部甲板で作業を行う際、固型式救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Bは、緊張感を持って見張りを行い、思い込みで他船の動きを判断せず、回避行動をとればよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長B及び同乗者は、いずれも膨張式救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は笛を備えていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、阿久根港西方沖において、漁場を西進中、船長Aが、付近には地元漁船以外に船舶はいないと思い、GPSプロッターの画面を見ることに意識を向け、船首方の見張りを行わずに航行を続けたことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>B船は、阿久根港西方沖において漂流中、船長Bが、A船がB船に船首を向けた状態となったことを認めた際、それまで発停を繰り返していたA船が漂流中のB船に既に気付いていて再び停止すると思い、見張りを適切に行わずに漂流を続けたことから、A船がB船に向かって接近し続けていることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、阿久根港西方沖において、A船が西進中、B船が漂流中、船長Aが、付近には地元漁船以外に船舶はいないと思い、GPSプロッターの画面を見ることに意識を向け、船首方の見張りを行わずに航行を続け、また、船長Bが、それまで発停を繰り返していたA船が漂流中のB船に既に気付いていて再び停止すると思い、見張りを適切に行わずに漂流を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、航海計器の画面を見ることなど一つのことに意識を集中することなく、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・漂流中であっても、自船の近くに他船を認めた際は、航行中の他船が避けてくれると思わず、適切な見張りを行い、必要に応じて衝突を避けるための措置を講じること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

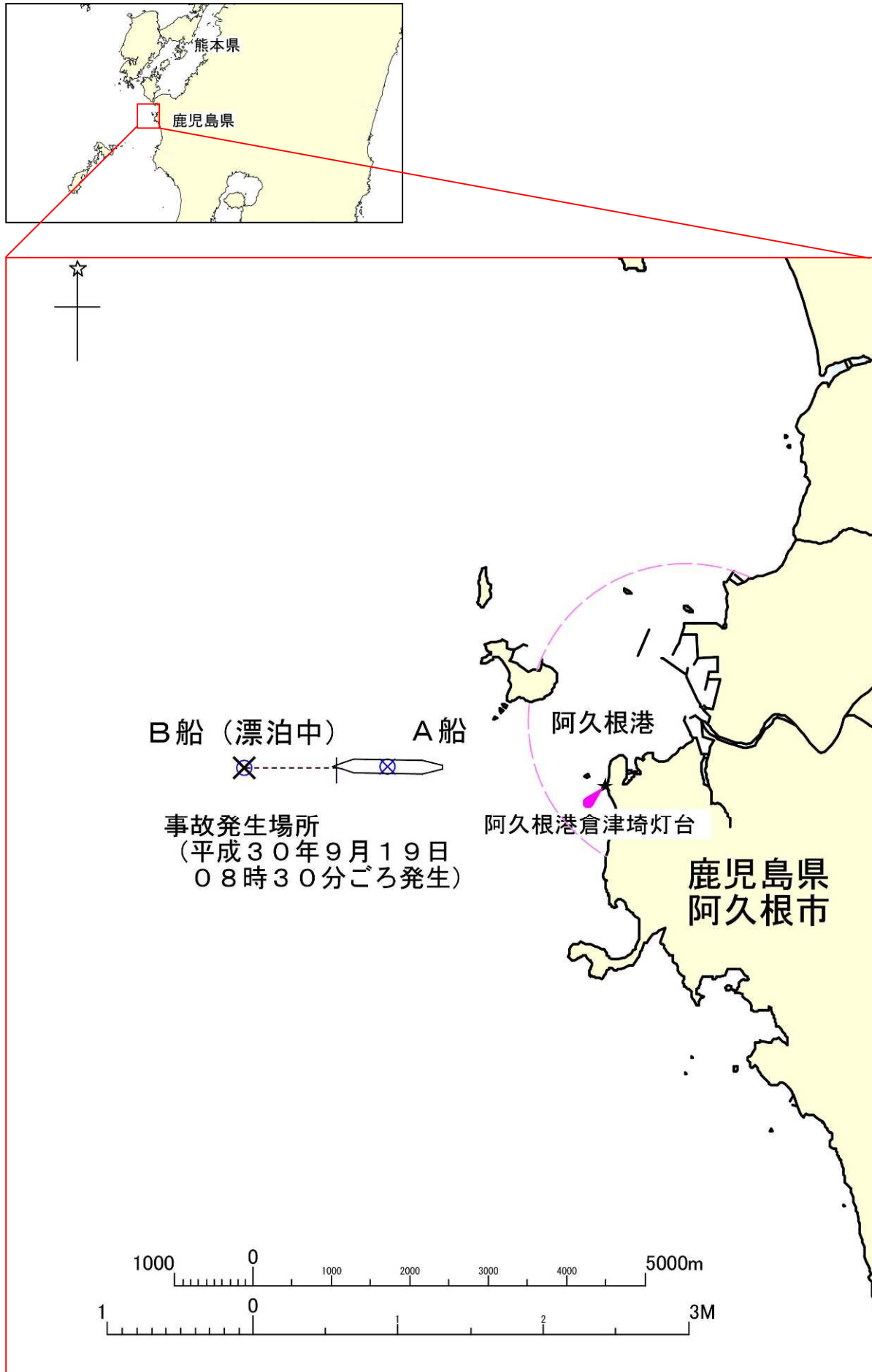


写真1 A船



写真2 B船

